

2005 年度学習院大学史学会総会

第 21 回学習院大学史学会大会

期日：2013 年 6 月 8 日(土)

会場：学習院創立百周年記念会館

●プログラム：

・総会 9:45～10:45 【小講堂】

・研究報告

第 1 部 11:00～12:00

【第 1 会議室】

「百済王氏の特性とその変質」

学習院大学大学院博士後期課程 小宮山 嘉浩氏

【第 3 会議室】

「合衆国 1924 年移民法以前の日本人「移民」—職業・家族を中心に—

学習院大学大学院博士後期課程 外川 知靖氏

第 2 部 13:00～14:00

【第 1 会議室】

「近世村落における「分散」と経済構造」

学習院大学大学院博士後期課程 小松 賢司氏

【第 3 会議室】

「秦による東方徙民の一側面」

学習院大学大学院博士後期課程 柏倉伸哉氏

第 3 部 14:00～15:00

【第 1 会議室】

「惣領職の成立と御家人の「家」—惣領制概念の有効性を考える—

学習院大学大学院博士後期課程 田中 大喜氏

【第 3 会議室】

「日本外交文書より見た翁同龢」

学習院大学大学院博士後期課程 倉島 真美氏

・講演 【小講堂】

15:30～16:30

「城柵の北の平安時代—平安中期の北東北地方と出土文字資料—」

学習院大学助教授 鐘江 宏之氏

16:45～17:45

「遺言書が語るもの—中世イタリアの事例を中心に—」

学習院大学助教授 亀長 洋子氏

・懇親会

【第1～3会議室】 18:00～20:00

●研究報告要旨：

「百済王氏の特性とその変質」

小宮山 嘉浩氏

百済王氏は百済国王義慈王の王子善光を始祖とする氏族である。これまで百済王氏については、百済滅亡後も百済王権が天皇に臣属するものとして日本王権に包摂されていることを示し、「東夷の小帝国」と形容される古代日本の対外認識や自国認識を維持するために作り出された氏族であると考えられてきた。百済王氏は成立以来改氏姓することがなかったが、それは日本が「東夷の小帝国」であり続けるために「百済王」という氏姓を帯びた氏族を存続させておく必要があったためであり、従って百済王氏は天皇に従属する百済王権の存在を擬制する役割を担う氏族であり続けたものと理解されてきたのであった。

しかしそのような解釈は百済王氏が改氏姓した形跡がないという事実にも依拠したものである。実際には百済王氏の天皇の臣下としてのあり方は他氏族と同様であり、百済王氏の存在と古代日本の政治や外交との間に格別な関係を見出すこともできないのである。百済王氏が「東夷の小帝国」と呼ばれる意識との関わりの中で成立したとしても、現実の国際政治とは流動的なものであり、百済王氏の存在意義も外交の展開を受けて変わっていったものと思われる。また国内における百済王氏の立場は政治や社会の動向の影響を受けて当然変化したであろう。

善光は舒明天皇三年（西暦六三一）三月または皇極天皇元年（六四二）からその翌年頃、兄豊璋や子昌成らとともに日本に来朝し、「諸蕃賓客」として遇されていた。斉明天皇七年（六六一）、百済救援の役に際して豊璋は百済に帰国したが、善光らは日本に留まった。善光らは百済滅亡後も「諸蕃賓客」として扱われていたが、持統天皇朝（六八六～六九七）に至って冠位・食封、更に「百済王」という氏姓が賜与され、帰化人となった。

成立当初の百済王氏は古代日本の対外認識に関わる儀礼上の役割を担っていたようであり、「百済王」という氏姓も当初はそうした役割を反映したものであったと見られる。百済王氏と高麗王氏は「蕃夷使者」に擬され、「文物之儀、於レ是備矣。」といわれた大宝元年（七〇一）の元日朝賀の儀に新羅使節とともに「蕃夷使者」として参列したのではないかと考えられる。律令体制の完成（大宝律令の制定）と国際社会への復帰（遣唐使の再派遣）にあたり、本来元日朝賀の儀に参列すべき「蕃国」三国の使者を揃え、日本の外交の理想を表現したのである。しかし成立時に与えられた役割は間もなく消滅し、「百済王」という氏姓に付された意義も失われていった。百済王氏も他氏族と変わらない畿内官人としての日常を送るようになったのである。

その後「旧俗之号」を嫌った帰化人から改氏姓を望む声が高まったものと見られ、天平宝字元年（七五七）四月の勅により、帰化人は自ら願い出れば氏姓の賜与及び改氏姓が例外なく許可されることになった。以後実際に帰化人の改氏姓申請は増加し、百済王氏も申

請すれば改氏姓が認められる状況になっていたのである。しかし桓武天皇朝（七八一～八〇六）に至って百済王氏は桓武天皇から「外戚」に指定されて繁栄し、引き続き「百済王」という氏姓を称することになった。更に桓武天皇から「郊祀」など皇位継承に関わる特殊な職務を与えられたものと見られ、そのことを契機として以後改氏姓しないまま「百済王」という氏姓を維持することになったものと考えられる。

従来不変のものとして理解されてきた百済王氏の特性であったが、実際には時代を追うごとに変化している。百済王氏が改氏姓しなかった理由も、百済王氏が天皇に臣属する百済王権の存在を象徴していたからではなく、現実の政治や外交・社会の変化の影響を受けた結果なのである。

1922年、サンフランシスコに本社を置く日米新聞社は『在米日本人人名辞典』を発行した。この『在米日本人人名辞典』は、日米新聞社が毎年発行していた日本人農場経営者リストを冊子にした『日米年鑑』とは異なり、農場経営者のみを記載対象としたものではなく、広く日本人「移民」・日系人を対象とした。日米新聞社はその日刊紙『日米』を利用し、この人名辞典の作成を一大事業として位置づけた。各地の日本人会なども協力し、6,991世帯22,874名が記載された。本報告では、この『在米日本人人名辞典』を使用し、合衆国1924年移民法以前の日本人「移民」の家族構成と職業について考察し、史料に基づいた日本人「移民」日常生活を描き出すことを目指す。

なぜ、史料に基づいた日本人「移民」の日常生活を描くことを目的とするのか。それは従来の研究において、この点が問題として挙げられるからである。そもそも、合衆国における日本人「移民」に関する研究は、1950年代半ばからの公民権運動によって関心を寄せられ、1980年代の市民自由法制定運動へと繋がっていった。ゆえに、1924年移民法、あるいはそれに繋がる排日運動、そして、第二次世界大戦中のいわゆる「強制収容」に関心が向けられてきた。つまり、マイノリティである日本人「移民」・日系人がアメリカに同化しない帰化不能外国人として差別・抑圧の対象として描かれてきたのである。その結果、1924年移民法から1942年の転住プログラムまでの空白や、差別・抑圧という結果が先にある研究という問題を発生させたのである。近年では、邦字新聞など史料の復刻という要因もあり、結果先行のイメージではなく史料に基づいた日本人「移民」像を描く動きが盛んになってきている。本報告で使用する『在米日本人人名辞典』は、広く日本人「移民」を対象にしており、より彼ら彼女らの日常生活に迫ることができる。

『在米日本人人名辞典』の分析の結果、家族については、移民初期段階の特徴として挙げられる単身若年男性による出稼ぎの結果による男女比の偏重は解消されており、夫婦、あるいは夫婦とその子供2?4人という核家族が大多数を占めるようになる。また、職業については、農業で生計を立てるものが多いのは確かであるが、商業・サービス業に従事するものも多く、従来のイメージでは鉄道工事など仕事のある場所へ移動しながら日雇い仕事をするというような形態は取るものはほとんど存在しない。このようなことがデータから分析できる。

本報告は、1922年に発行された『在米日本人人名辞典』を材料に、合衆国1924年移民法以前の日本人「移民」の日常生活を描き出し、従来の日本人「移民」のイメージとは別の日本人「移民」像を提示し、従来の研究における1924?42年の空白期間を埋める前提するものである。

本報告は、近世村落社会に特有な金融の構造を明らかにすることを目的としている。

近世史研究において金融関係は、質地の展開、質流れによる土地集積を生み出し、農民層を分解させて新たな階級関係を創出し、近世村落を変質・解体させる要素として、古くから注目されてきた。しかし金融関係それ自体は、どの時代・どの地域においても存在する超歴史的な要素であり、近世における金融関係の展開が、全て近世村落の変質・解体を結果させるわけではないことは当然である。近世社会の解体過程を問うのではなく、近世における経済構造を実態的に描こうという視点から金融関係を分析しようとするれば、近世社会に適合的に展開した金融構造の解明もまた、重要な課題であることは明らかであろう。

まさしくこのような課題に挑んだ研究として、大塚英二氏による一連の農村金融史研究が挙げられる。大塚氏は、村内に侵入してくる「高利貸資本」に対し、それに対抗し、農民層分解を阻止する共同体の機能を高く評価した金融論を展開している。しかし次のような問題があると考えられる。大塚氏のいう「高利貸資本」は、「世直し状況」論で提示された「豪農」とほぼ同一の存在と見てよい。この「豪農」については、既に渡辺尚志氏によって、それが村落と無関係には存在し得ず、その採り得る政治的行動・経済的活動は、村落との関係如何によって制約されることが明らかになっている。これを踏まえれば、単純に村落を蚕食する「高利貸資本」とそれに対抗する村落と捉える二項対立的な構図は、一面的と言わざるを得ない。「高利貸資本」による金融活動もまた、村落や地域との関係に大きく規定されながら展開しているのであり、そう捉えた上で、総体としての金融構造を解明していく必要があるのではないかと。本報告は以上のような関心から、武蔵国入間郡赤尾村とその周辺（現、埼玉県坂戸市）という一つの地域を対象を絞り、そこに展開する金融構造について、村落との関係を重視しながら明らかにしていく。

その際「分散」という処置に注目する。「分散」は一般的に、現在の破産と同義として説明される。返済不能な借金に対し、借用人の財産を直接金主に渡すのではなく、それを売却した対価を配分する処置である。これは質流地による土地集積の動きと明らかに矛盾するものである。なぜこのような処置が採られ得るのか。この疑問を一つの切り口として上記の課題に迫っていく。

第一節で問題の所在と考察対象の概要を述べた後、第二節では赤尾村における村落と土地・「名跡」の関係を明らかにし、「分散」という処置の本質を探る。第三節では同地域で金融活動を展開する赤尾村名主林家と、同じく仙波喜多院による名目金貸付を取上げ、展開された金融関係の特質を明らかにする。そして最後に本事例を同地域の特質を踏まえながら整理し、近世における金融の展開の仕方について、「分散」をメルクマールに類型的に把握できるのではないかとの見通しを示す。

徙民とは主に秦漢期より始まる強制移住のことを指し、特に漢代には、皇帝陵の祭祀や守護を司る陵邑の設置や辺境の開拓に伴って多く行われた。それを遡る秦代にはどのような目的のもと、どのような徙民が行われていたのだろうか。

秦が行った徙民を出発地と目的地の方向性によって分類すると、大きく四つに分けることができる。一、故秦（古くから秦である地域）間での移動、二、占領地から故秦への移動、三、故秦から占領地への移動、四、占領地間での移動である。

本報告では秦の東方進出が盛んになる時期に焦点を当て、それと関係する故秦から占領地への移動に着目し、秦から東方への徙民について考察したい。考察の対象地域は、史書に住民移動の記載があること、また考古発掘が豊富であるという点を考慮して、現在の河南省三門峡市および陝県一帯とした。三門峡市および陝県は河南省西部の黄河南岸沿いに位置する。古くには周公旦と召公?がこの地を境として東西に地を分けたと伝えられており、また春秋時代には?国が置かれていた歴史のある地域である。

さて続く戦国時代には、該地一帯は曲沃、焦、陝といった都市が存在したことが確認される。また陝県の西側には函谷関があり、軍事的な重要拠点であった。そしてこれらの都市は『史記』の記述そのものに年代矛盾があるものの、おおむね恵文君八年(前330)から恵文王十一年(前314)にかけて相次いで秦の支配下になったようである。そして『史記』はその占領過程の中で、「尽出其人、取其城」と伝え、秦がその住民たちをことごとく追い出したことを伝えている。

幸運なことに一帯では数多くの墓葬が発掘されており、春秋時代から前漢時代に至るまでの大量の発掘資料を参照することができる。それらの墓葬資料を頭向と葬法から統計的に見ていくと、被葬者集団のほとんどが三晋や齊あるいは楚文化に属するものであることが判明した。ところが戦国後期から統一秦にかけて、この集団構成に急激な変化が見られる。そのほとんどが、秦文化に属すると考えられるものにとって代わられるのである。同時期の故秦の墓葬などにはさまざまな文化集団が共存していると見られるものもあるが、ここでは主要構成集団が完全に交替してしまっている。とするならば『史記』が伝える通り「尽出其人、取其城」が実際に行われ、しかも故秦から人々が移住させられたと考えるべきであろう。なぜ秦は「尽出其人」しなければならなかったのか。そしてなぜそこに故秦の人々を満たさなければならなかったのか。三晋住民における対秦感情と該地の軍事的な重要性に言及し、東方徙民の一側面について明らかにしていきたい。

高橋秀樹氏は、一二世紀前半に嫡継承原理にもとづく永続性を持った経営体としての「家」が現れたことを論じられ、これを中世的「家」の成立と説かれた。そして氏は、この中世的「家」とは、貴族層・官人層・在地領主層それぞれが、国家や権門との関わりの中から成立させたものだとも説かれた。この高橋氏の研究を踏まえると、中世的「家」とは、国家・権門の組織体としての性格を持つものといえ、それは高権力たる国家・権門によって維持されるべき組織体であったと考えられる。すると「家」とは、羽下徳彦氏が指摘されたように、構成員の「自力の世界」によって維持される側面がある一方で、高権力によって維持された側面もあったといえよう。そこで本報告では、鎌倉幕府と、幕府によって体制的に把握された御家人の「家」との関係を取り上げ、前者による後者の維持の具体相を考察することによって、高権力による「家」維持の様相を追究した。

七海雅人氏の研究によると、鎌倉幕府は一三世紀中葉までに、「某跡」として御家人役負担単位＝御家人惣領の「家」を画定化・固定化し、「某跡」惣領制を確立したという。この七海氏の研究を踏まえると、一三世紀中葉には、幕府と御家人の「家」とは、御家人役の徴集システム＝惣領制という回路を通じて有機的に結合し、幕府は惣領制という制度を通して御家人の「家」の維持を図ったと考えられる。本報告では惣領制を、幕府による御家人の「家」の維持システムと捉え、そうした視点にもとづき次の二点を検討することによって、上記の課題に取り組んだ。すなわち、一三世紀後半以降、幕府は惣領の権限を担保することによって惣領制の維持を図ったことが知られているが、これは本報告の視点にもとづくと、幕府が御家人の「家」の維持に取り組んだことを意味すると考えられる。すると、①御家人の「家」をとりまとめる惣領の地位が相対的に向上したと想定できるが、これと一三世紀後半以降史料上に頻出する「惣領職」とはいかに関連するのか、②幕府による御家人の「家」維持の取り組みは、実際「家」の内部にどのように現象したのか、を検討したのである。

まず第一章では、鎌倉期における惣領職の事例を網羅的に収集・精査し、これまで明らかにされてこなかった惣領職の根本的な性格を究明した。その結果、鎌倉期の惣領職とは、幕府法上の惣領の地位・権限と、惣領分における所領・所職の知行権とが一括して把握された性格を持つ概念だったことを明らかにした。次に第二章では、前章での成果を踏まえて、惣領職の成立と確立の様相を具体的に検討し、それが鎌倉幕府の御家人制および惣領制に関する施策と密接に関連していたことを論じた。またその中で、惣領職とは幕府の法概念ではなく、御家人（惣領）の側が自己の権益を主張する際に現れた概念であったことを指摘するとともに、「職」となったことで惣領に特別な権限が発生したわけではなかったことを主張した。そして第三章では、一三世紀末に確立するに至った惣領職と御家人の「家」との関係を考察した。惣領職の確立によって、御家人の「家」は、幕府の保護を受ける惣

領=惣領職の保持者である嫡子を中心とした求心的な構造へ変容しようとしつつも、一方でそれを実現させない「家」内部の実状があったことを指摘し、御家人の「家」は幕府権力による組織化と「家」内部の実状とが相互に規定しあいながら、維持され展開していった様相を論じた。

清末の政治家である翁同味は幼少期の光緒帝の師傅であり、また親政を開始してからはその最も重用された側近の一人として認識されている。翁同味は1875（光緒元）年に毓慶宮行走に任ぜられて以来、常に光緒帝のそばにあって、上奏文によらず直接皇帝に意見することが許されていた。その官職も軍機大臣、協?大学士、戸部尚書などを兼官するなど枢要な地位にあり、国家の重要な政策決定に大いに影響力を持った。その翁同味は、1898年6月（光緒24年4月）に突如すべての官職を解かれ帰郷することが言い渡された。このときの清朝は変法運動が最高潮に達した、いわゆる戊戌変法が行われた時期であり、光緒帝支持のもと本格的な変法の実施が開始されたばかりであった。翁同味は変法派の領袖と目されていた人物であったにも関わらず、それが本格的に実施されるとまもなく罷免されたわけである。この理由については諸説あり、またその指示者については当時清廷内勢力を二分していたとされる西太后、あるいは光緒帝とする二説が説得力を持って存在する。

この戊戌変法は中国が本格的に近代化を目指した最初の運動として重要視されている。しかしながら、当時政界にあって強い発言権を有し、光緒帝への影響力もある翁同味に関しては十分な検討がなされてきたとは言いがたい。それは、当時の清朝側の史料だけでは不明解なことが多いことが原因の一つである。

本報告ではそれを探る手段の一つとして日本の外交文書に注目した。当時の日本は清国に関して実に詳細な調査、分析を行っている。まず、在清公使の報告書をみると、翁同味を「変法派」ではなく、一貫して「守旧派」の領袖として報告している。これは同時代の中国側の史料とは相反するものである。また、当時の清廷内の勢力図についても、西洋的近代化を目指す光緒帝勢力（変法派あるいは維新派）と、近代化に反対する西太后勢力（守旧派）との対立とは捉えていない。大隈重信内閣のもとで在北京公使として三年余り清朝の調査・報告を行った矢野文雄の書簡によれば、むしろ西太后と光緒帝の間に一時的にしろ協力関係が見られる。また、海軍軍部の囑託で調査に当たっていた宗方小太郎の極秘文書によれば、戊戌変法期の清廷内の対立構造は西太后と光緒帝ではなく、漢人官僚の重用に対する満人官僚の不満が主要な原因としており、そこに付された資料も従来の定説とは異なる。このように当時の日本の行った調査・報告は従来の研究とは異なった見解を示している。

矢野にしろ宗方にしろ清朝内部を調査するに際して情報源があった。矢野は翁同味の罷免に関して当時清朝上層部の官僚であり、また、翁同味の同僚として交流の深かった張蔭桓との人脈を通じて情報を得ている。宗方については史料上には情報源は現れていないが、当時の清朝上層部の官僚との交友が確認できた。

今後はこれらの報告が何に依拠して行われたのか、どのような人脈を通じて情報を得たの

かを明らかにして、日本側の史料から清末の政治史を見直してゆきたいと考える。

●講演要旨：

「城柵の北の平安時代—平安中期の北東北地方と出土文字資料—」

鐘江 宏之氏

平安時代といえば、都の中に関心が集まりがちであるが、社会の展開を考える上で、地方をも視野に入れた時代像が必要である。ことに東北辺境については、文献史料の少ない平安中期が最もわかっていないが、近年、発掘調査の成果による知見が増えてきており、それらの一端を紹介したい。

国家の北辺における城柵施設が設置されたラインより北側の地域の歴史はどのように展開したのであろうか。元慶二年（八七八）の元慶の乱では、秋田城下の蝦夷村が賊地一二村と向化俘地三村に分けられ、その北には津軽狄俘が勢力を持っていた。発掘調査によって九世紀の津軽地方では集落の飛躍的な増加が明らかとなり、このことは秋田城下の厳しい収奪を逃れ奥地へ人々が逃亡していたという記事内容と重なる。米代川流域と津軽地方には同質な社会があり、米代川流域の反乱に呼応して、大部分の津軽狄俘も反乱軍に加わったのであろう。城下かどうかは、あくまで国家側による線引きでしかない。

米代川流域では、十和田火山の噴火（延喜一五年＝九一五）による噴出物が土石流によって堆積し、それに埋まった遺跡は絶対年代が限定できる点で注目される。胡桃館遺跡は大型建物が木の柵で囲われた区画が見られるなど、一般の住居とは考えられずその性格をめぐって議論がある。ごく最近積読された木簡（物名帳）に見られる「玉作麻呂」は、元慶の乱において政府方で活躍した俘魁と同姓で、米代川流域の人物ではないだろう。また「建部礼主」も、秋田城跡出土墨書[?]に建部が見え、秋田城付近の存在と考えられる。胡桃館遺跡は、城柵下の勢力が進出した出先機関とみるべきであろう。菅江真澄等の記録スケッチが残る小勝田の埋没家屋からは、江戸時代に干支棒木簡が出土している。近年の秋田城の発掘調査で八世紀末の同様のものが出土し、一〇世紀までのうちに、城柵における文化が米代川流域に伝播されていることがわかった。米代川流域は、郡制未施行の状態で国家機構による在地統制が未熟なまま、人や物は流入していくのである。

平安中期には、「城柵の北」で、計画的な住居配置を持った大規模な密集集落が成立したり、囲郭集落が展開する。囲郭集落を「防御性集落」として考える有力な説があるが、すべてが「防御的」な集落なのか吟味する必要はある。同時期には低地の遺跡も存在し、まだ未知の部分もある。この時期には擦文文化が南下して青森県域などに展開するが、祭祀遺物の中には、仏像・塔・三鈷鏡や柄香炉など仏教的な要素があり、かなりの程度に仏具を受容していた。卒塔婆的な斎串や物忌札などに見られるように、さまざまな信仰・思想・物資が混然となつて一気に入ってくるのであろう。関東や南東北と同様な墨書土器は、九世紀以降に見られ、城柵支配下と同様の信仰・祭祀・まじないが持ち込まれるが、一カ所での頻度や行為の広がりの中で、関東・南東北の最盛期ほど盛んだったとは言い難い。し

かし、円形周溝からの出土例など、蝦夷の文化と南から入った律令制下の文化が融合している様相を見出すことができる。こうした事例は、文化を持ち込む人間の交流によるもので、城柵の南側の社会とのつながりは強い。出土文字資料は南からの文化的要素であり、どのように入っているかに着目し、南の平安貴族が豪華な生活を謳歌しているころ、城柵の北側で同様な文化要素を享受している人々もいた。城柵の北側は決して国家から切り離された社会ではなく、中央との差異は少なくなり、むしろ急速な文明的進展を迎えている時期とも言えるだろう。郡制未施行で、国家機構による統制が未熟な中で、南からも北からも人や物が交流して独自の様相を見せており、南からと北からの文化の融合が進行するのである。

「遺言書が語るもの—中世イタリアの事例を中心に—」

亀長 洋子氏

この講演では、中世イタリアの事例を中心に、史料としての遺言の性格と、遺言を用いての分析と成果についての紹介を行った。

まず始めに、西洋中世史において、遺言書を用いての歴史研究が、ヨーロッパ各国を対象に少なからず行われていることを述べたあと、では、中世の遺言はどういう形で現在まで伝わっているのかを話した。寄進先や家族の側に、遺言の内容が伝来することもあるが、遺言を用いての研究が盛んなイタリアの場合、公証人文書のなかに含まれている遺言を検討することが多い。そこで、公証人文書の文書類型、残存状況、内容の傾向などを説明し、膨大に存在する未刊行の公証人文書のなかからどのようにして遺言を発見していくのかを述べた。ある程度の地位を得た「家」の場合、近世に作成された系図に個人名が現れることがあるが、そこには個々人について、その系図の情報源となった公証人文書に関する情報が書き込まれていることがある。公証人名や文書の作成年についての情報が多く、その「家」が頻繁に利用した公証人の名も浮かんでくる。そこで、その公証人文書の原典を参照して、遺言が含まれていないかチェックするのである。

遺言の内容に話を移すと、ときに遺言には執筆動機が書かれていることがある。老いたときや病に伏せているとき、商用であれ巡礼であれ戦争であれ大規模な旅にでるときなどに中世人は遺言を作成した。遺言の内容は霊的救済と財産処理に大別され、それぞれについて統計的研究とケーススタディがある。

霊的救済に関する内容は、宗教社会史的の史料となる。遺言の冒頭にはしばしば祈念する対象となる聖人名が含まれるが、そこから地域的な信仰対象を抽出できる。埋葬時の衣服・埋葬先・埋葬位置についての記述からは、信仰対象となった会派、菩提寺などがわかり、各教会・修道院等の盛衰を考える史料となる。寄進物と寄進先に関する記述は多いが、寄進先の盛衰を考えるだけでなく、遺言者の寄進先が一カ所集中なのか、複数の宗教施設に分散して寄進を行うのか、といった観点からの分析は、救いに関する人々の考え方を考察する素材となる。寄進物の内容については地域差が著しいが、講演者の研究地域であるジェノヴァの場合、公債の利息を喜捨に用いるのがその特徴である。永久債は永遠に配当をもたらす仕組みになっており、永代供養を望むジェノヴァ人にとっては都合のよいシステムであった。人々は、自分名義の公債の売却・贈与・抵当化を禁じ、元本の流出を防いだ上で、その利息を永遠に貧者への分配やミサ代に用いるよう遺言で指示したのであった。

財産処理に関する内容は、家族史研究の史料となる。財産を誰に贈与するか、また、誰に遺言執行をまかせるかということについての記述からは、親族構造を明らかにできる。

「家」意識が及ぶ範囲を考察する上での指標の一つとなろう。贈与される財産については、より詳細な記述がみえて興味深いものとして女性関連の財産があげられる。中世イタリアの女性の財産については、ゲルマン的要素とローマ法的要素が混在・融合していく過程が

知られているが、遺言からは、女性が何をどのくらい遺贈されているかを分析してその融合実態を解明できるのである。また遺贈される財産に含まれる不動産やその遺贈先からは、「家」の集住傾向を明らかにでき、親族における地縁的結合の有無を考察できる。

遺言の実証研究は、このように宗教社会史と家族史に貢献してきたが、近年の研究は、遺言といってまず人が思い浮かべるような狭義の家族研究を越えた史料としての可能性を遺言が有していることを知らせてくれる。対外進出先で作成された遺言からは、故地に対する意識を抽出できる。また、遺言のなかで遺贈されている物品には、服や宝石など、その製品の質や模様なども細かく書かれた贅沢品もあり、奢侈条例の効果・実態を考える史料ともなりうる。死という人間誰しも避けては通れない問題から、人々の日常生活の諸側面まで、遺言書の語るところはまだまだ多いといえそうである。